

2017年10月31日

もっとぎゅっと少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。


弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。ご希望のご契約者様は弊社カスタマーセンターまでお申し出ください。

1. 「保険証券」「届け出印」がない方について、便宜的なお手続きをさせていただきます。
2. 「更新契約の契約手続」および「保険料の払込」につきましては、一定期間（6 か月）の猶予を設ける特別措置を実施いたします。

*今回、災害救助法が適用された地域は次ページをご参照ください。今後、災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をします。

<お申出・お問合せ先>

もっとぎゅっとカスタマーセンター

 **0120-344-700**

受付時間 10:00～18:00（土日・祝日、年末年始を除く）

*携帯電話からおかけ頂けます。

今回災害救助法が適用された地域 (2017年10月31日現在)

法適用日	災害救助法適用市町村	事由等
10月22日	【三重県】伊勢市、度会郡玉城町 【京都府】舞鶴市	平成 29 年台風第 21 号により、住家に多数の被害が生じたため、三重県は 2 市町、京都府は1市、和歌山県は1市に災害救助法の適用を決定した。 ※災害救助法施行令 第1条 第1項 第1号適用
10月21日	【和歌山県】新宮市	